

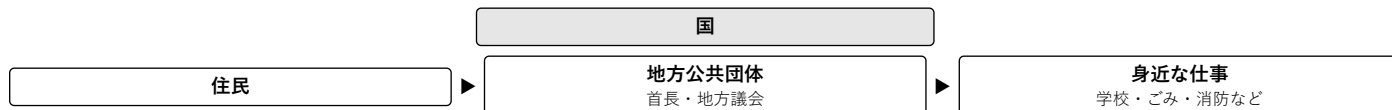
中学3年 社会 授業用プリント ⑦後半 民主政治のしくみ② 地方自治

1 全体像	2・3 自治の考え方	4・5 自治のしくみ	6・7 財政と課題	8・9 住民の参加	10 まとめ
-------	------------	------------	-----------	-----------	--------

1 この単元の全体像 — 地方自治は、住民の声をどのように地域の政治に生かしている？

このページのゴール この単元で学ぶ地方自治の考え方・しくみ・地方財政と課題・住民の参加を、ざっと言える

⑥・⑦前半では、国の政治（国会・内閣・裁判所）を学びました。ところが、家の前のごみの収集や、通っている中学校、火事の際の消防は、国ではなく、住んでいる地域の役所が受け持っています。この単元では、地域の政治をだれが、どのように決めるのかを見ていきます。18歳になれば、地域の代表者である首長（しゅちょう）や議員を選挙で選ぶことも、署名を集めて請求することもできます。まず、全体を図で見わたしましょう。



① 地方自治の考え方 くわしくは2・3ページ

地域の仕事は、だれが受け持っている？ 地方自治は、なぜ「民主主義の学校」とよばれる？

② 地方自治のしくみ くわしくは4・5ページ

地方の政治は、だれが決めて、だれが行う？ 国の政治と、どこがちがう？

③ 地方財政と課題 くわしくは6・7ページ

地方公共団体のお金は、どこから来る？ 地域には、どんな課題がある？

④ 住民の参加 くわしくは8・9ページ

署名で、何を求められる？ 住民投票や住民参加で、声をどう生かす？

⑤ **まとめ** くわしくは10ページ

ステップチャートで、全部をつなぐ

この単元の問い 地方自治は、住民の声をどのように地域の政治に生かしている？（答えは10ページ）

[illegible]

2 地域の仕事は、だれが受け持っている？

このページのゴール 地方自治と地方公共団体（都道府県と市（区）町村）、国・都道府県・市（区）町村の仕事の分担を言える

① 身近な仕事は、国ではなく地域の役所が行う

A市に住むAさんの家の前の道路のごみの出し方、Aさんが通う中学校、火事のときの消防は、市（区）町村（ここではA市）の仕事です。県立の高校や警察は、おもに都道府県の仕事、外交や防衛は国の仕事です。地域のことは、その地域の住民がいちばんよく知っています。だから、住民の手で決めるのです。

地方自治：地域の政治を、その地域に住む住民が、自分たちの手で行うこと。
地方公共団体（地方自治体）：都道府県と市（区）町村のこと。

日本国憲法は「地方自治」の章を設けて地方自治を保障し、**地方自治法**が都道府県や市（区）町村のしくみや仕事を定めています。大日本帝国憲法には地方自治の定めが無く、府県の知事は国が任命しました。

② 国・都道府県・市（区）町村の仕事の分担

受け持つ所	おもな仕事
国	外交、防衛、公的年金のしくみなど、国全体にかかわる仕事
都道府県	警察、高等学校（おもに）、都道府県道や河川の管理、市（区）町村どうしの連絡と調整
市（区）町村	小学校・中学校の設置、ごみの収集と処理、上下水道、消防、住民の登録



ごみ収集車
写真：Mj-bird (CC BY-SA 3.0)。
Wikimedia Commons より、
白黒にして切り取った

福祉や道路などの仕事は、国・都道府県・市（区）町村が分担して行っています。

③ 国の仕事か、地方公共団体の仕事かの見分け方

仕事を見たとき、おおまかには、次の順に考えると見分けやすくなります。

- ① 全国で同じしくみにしないと困る仕事か → **国の仕事**（外交・防衛・公的年金のしくみ）
- ② 広い地域でまとめて受け持つ仕事か、市（区）町村どうしの連絡や調整が要る仕事か → **都道府県の仕事**（警察・高等学校・都道府県道や河川の管理）
- ③ 住民の毎日のくらしに身近な仕事か → **市（区）町村の仕事**（ごみの収集・上下水道・消防・小学校と中学校の設置・住民の登録）

注意 × 地方公共団体とは、都道府県だけをいう ○ 都道府県と**市（区）町村**の両方をいう

合言葉 「地域のことは、地域の住民が決める」

→ まとめ：地域のことは、地方公共団体が住民の身近な仕事として行う

1 全体像	2・3 自治の考え方	4・5 自治のしくみ	6・7 財政と課題	8・9 住民の参加	10 まとめ
-------	------------	------------	-----------	-----------	--------

3 地方自治は、なぜ「民主主義の学校」とよばれる？

このページのゴール 地方自治の2つのねらいと、「民主主義の学校」とよばれるわけ、地方分権と地方分権一括法を言える

① 地方自治の2つのねらい

国の政治では、国民が主役です（⑤前半で学んだ国民主権＝国の政治のあり方を最終的に決める力が、国民にあること）。地方の政治では、その地域の住民が主役になります。地方自治には、2つのねらいがあります。

ねらい① <u>国に権力が集中するを防ぐ</u> （⑦前半の三権分立と同じ考え）	ねらい② <u>住民の意思を、身近な地域の政治に生かす</u>
---	---

② 「民主主義の学校」とよばれるわけ

「地方自治は民主主義の学校」：住民が身近な地域の問題の解決に参加することで、民主主義の経験を積むことができる、という意味です（イギリスの政治学者ブライスの言葉）。

ごみ・道路・学校などの地域の問題は、住民にとって身近で分かりやすい問題です。

- ① 身近な問題が起きる（ごみ・道路・学校など）
- ② 住民が話し合い、代表を選び、ときには直接意見を出して、解決に参加する
- ③ 民主主義のやり方を体験し、身につけられる

③ 地方分権 ― 国から地方へ

地方分権の前	地方分権の後
国 仕事と財源（お金）が集中 ▼ 上下の関係	国 ▲▼ 対等・協力の関係 （仕事と財源を地方へ移す）
地方公共団体	地方公共団体 自分で決められることが増える

地方分権：国に集中していた仕事や財源（お金）を、地方公共団体に移し、地方が自分で決められることを増やすこと。1999年に地方分権一括法（ちほうぶんけんいつかつほう）が成立し、国と地方公共団体の関係を、上下の関係から、対等・協力の関係に改めました。

国が多くのことを決めると、地域ごとの事情に合わないことがあります。そこで、地域のことをよく知る地方公共団体と住民が、自分たちで決められるようにしたのです。

合言葉 「身近な地域で、民主主義を体験する」

→ まとめ：身近な地域で民主主義を体験し、地方分権で地方が自分で決める

4 地方の政治は、だれが決めて、だれが行う？

このページのゴール 首長（知事・市〈区〉町村長）と地方議会の仕事・任期、条例（法律の範囲内）、被選挙権を言える

① 首長と地方議会

首長：地方公共団体の長で、仕事（行政）の責任者。都道府県は知事、市〈区〉町村は市〈区〉町村長。任期は4年。
地方議会：住民が選んだ議員で構成する、都道府県議会・市〈区〉町村議会。一院制で、議員の任期も4年。

		おもな仕事
	首長	予算案や条例案をつくって議会に出す／決まった予算で仕事を行う／職員を指揮する
	地方議会	<u>条例</u> の制定・改廃（かいはい）／ <u>予算の議決</u> ／首長の仕事のチェック

市議会の議場
（神奈川県大和市）
写真：びんつも (Pintsumo) (CC BY-SA 4.0)。Wikimedia Commons より、
白黒にして切り取った

合言葉 「首長が案を出し、議会が決める」

② 条例 — その地域だけのきまり

地方議会は、法律に反しない範囲で、その地域だけのきまりをつくれます。憲法第94条は、これを次のように定めています。

第94条「地方公共団体は、……法律の範囲内で条例を制定することができる。」

条例は、その地方公共団体だけに適用され、罰則（ばっそく）をつけることもできます（例：ごみのポイ捨てを禁止する条例）。⑤前半で学んだ最高法規は憲法なので、憲法＞法律＞条例の順に強く、条例は法律に反して定められません。

③ 選挙権と被選挙権（⑤後半のふり返り。選挙権は18歳以上）

選挙に立候補できる年齢（被選挙権）	年齢
都道府県知事	30歳以上
市〈区〉町村長・地方議会議員	25歳以上

注意 × 条例は、法律に反する内容でも定めることができる ○ 法律の範囲内で定める

→ まとめ：首長が案を出し、地方議会が条例や予算を決める

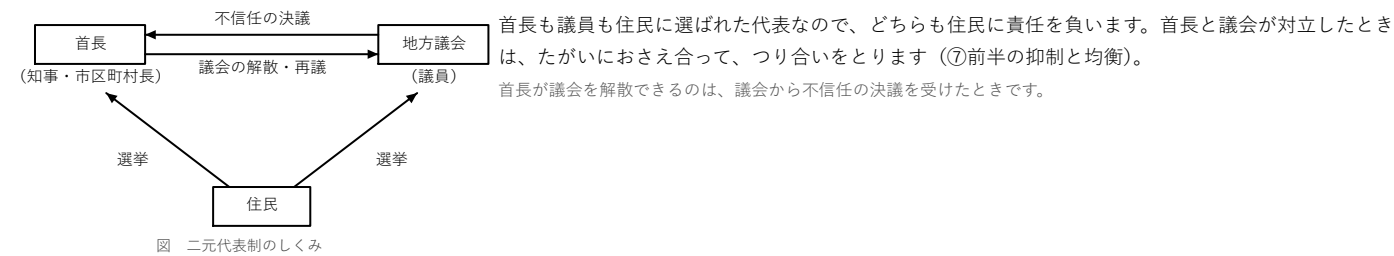
5 地方の政治は、国の政治とどこがちがう？

このページのゴール 二代表制（首長も議員も住民が直接選ぶ）と、国の議院内閣制とのちがい、不信任の決議と解散・再議を言える

① 首長も議員も、住民が選ぶ

⑥で学んだ国の政治（議院内閣制）では、国民が選挙で選ぶのは国会議員だけで、内閣総理大臣は国会が国会議員の中から指名（しめい）しました。地方では、住民が首長と議員の両方を選びます。憲法第93条2項は、こう定めています。

二代表制：首長と地方議員を、どちらも住民が直接選挙で選ぶしくみ。第93条2項「地方公共団体の長、その議会の議員……は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」（「長」は首長のこと）



② 国と地方のくらべ

	国（議院内閣制）	地方（二代表制）
住民（国民）が選挙で選ぶ人	国会議員だけ	首長と地方議員の両方
行政の長の選ばれ方	国会が、国会議員の中から指名	住民が直接選挙で選ぶ
不信任の決議	衆議院が内閣を	議会が首長を
解散	内閣が衆議院を	不信任の決議を受けた首長が議会を
審議のやり直し	ない	首長が求める（再議）

地方議会は、首長の不信任の決議ができます。決議されたとき、首長は**10日以内**に議会を**解散**しなければ、職を失います。首長は、議会の議決に反対のとき、議会に審議のやり直し（再議）を求めることができます（拒否権）。

注意 × 知事や市長は、国の内閣総理大臣と同じように、議会の中から選ばれる ○ 住民が**直接選挙**で選ぶ

合言葉 「地方は、首長も議員も住民が選ぶ（二代表制）」

→ まとめ：住民が首長と議員を直接選び、たがいにおさえ合う

6 地方公共団体のお金は、どこから来る？

このページのゴール 地方財政（歳入と歳出）、歳入の種類と自主財源・依存財源、使いみちのちがいを言える

① 地方財政 — 歳入と歳出

学校・道路・ごみ処理のお金を、地方公共団体はどこから集め、何に使うのでしょうか。

地方財政：地方公共団体が、収入を得て、住民のために支出する経済の活動。1年間の収入を**歳入**（さいにゅう）、支出を**歳出**（さいしゅつ）といいます。歳出は、教育・福祉・道路の整備などに使われます。

② 歳入の種類

歳入の種類	内容	使いみち	財源
<u>地方税</u>	住民や企業が納める税（住民税・固定資産税（こていしさんぜい）など）	地方公共団体が決める	自主財源
<u>地方交付税交付金</u>	地方公共団体の間の財政の格差（かくさ）をおさえるために、国が配るお金	自由	依存財源
<u>国庫支出金</u>	義務教育や道路の整備など、国が支出するお金	国が指定	依存財源
<u>地方債</u>	地方公共団体の借金	（借金なので返す）	依存財源

地方公共団体が自分で集めるお金を**自主財源**、地方交付税交付金・国庫支出金・地方債のように自分で集めるお金ではないものを**依存財源**（いぞんざいげん）といいます。

③ A市とB町の例 — 帯の長さで、割合を見る

A市とB町は、どちらも1年に歳入が100億円必要です（架空の例）。帯の長さが、歳入に占める割合を表します。



単位は億円。足りない分は、地方交付税交付金などでおぎなわれます。

地方税の少ないB町には、地方交付税交付金が多く配られ、財政の格差がおさえられます。反対に、地方税の収入が多く、自分で集めたお金で仕事ができる地方公共団体には、地方交付税交付金が配られないこともあります。※実際の計算はもっと複雑です。

注意 × 地方交付税交付金は、使いみちが国に決められている ○ 使いみちは**自由**（決められているのは国庫支出金）

合言葉 「交付税は使いみち自由、国庫支出金は使いみち指定」

→ まとめ：地方税・地方交付税交付金・国庫支出金・地方債で仕事のお金をまかなう

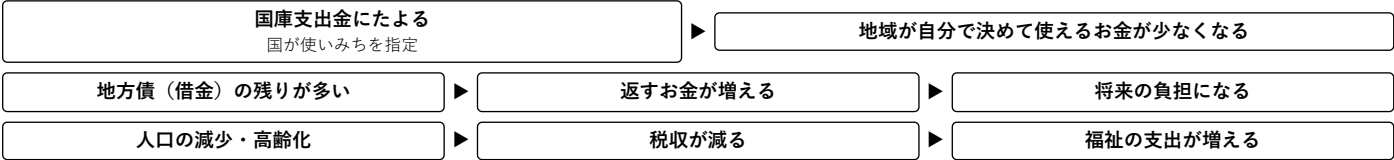
7 地方公共団体には、どんな課題がある？

このページのゴール 依存財源にたよる・借金・過疎などの課題と、市町村合併・地方分権の取り組み、住民にできることを言える

① 課題と取り組み

課題	起きること	取り組み
自主財源が少なく、依存財源にたよる	国庫支出金は使いみちが決まっているので、地域が自分で決めて使えるお金が少なくなる	地方分権（国から地方へ、仕事と財源を移す）
地方債の残り（借金）が多い	返すお金が、将来の負担になる	市町村合併（仕事の効率化・財政の立て直し）
過疎（かそ）	人口の減少や高齢化が進み、税収が減り、福祉の支出が増える	

② 課題を、お金の流れで見る



過疎：人口の減少や高齢化が進み、地域の活力が弱まること。
市町村合併：いくつかの市町村が1つになること。仕事の効率化や財政の立て直しをはかる。1990年代の終わりから多く進みました。

③ B町の課題と、Bさんにできること（架空の例）

B町では、人口が減って高齢化が進み、バスの本数が減る、空き家が増える、学校が統合される、といった課題が出ています。

地方公共団体の取り組み ・市町村合併で、仕事を効率化し、財政を立て直す ・地方分権で、地方が自分で決められることを増やす	住民（Bさん）にできること ・地域の行事やボランティアに参加する ・地方公共団体の情報を調べる ・18歳になったら、選挙で投票する
---	--

注意 × 地方債は、住民から集める税の一つ ○ 地方公共団体の借金

合言葉 「過疎の課題に、合併と地方分権」

→ まとめ：財源の不足や過疎の課題に、合併や地方分権で取り組む

8 住民は、署名でどんなことを求められる？

このページのゴール 直接民主制の考え方と直接請求権（署名の数・請求先・その後）、解散・解職に多くの署名が要るわけを言える

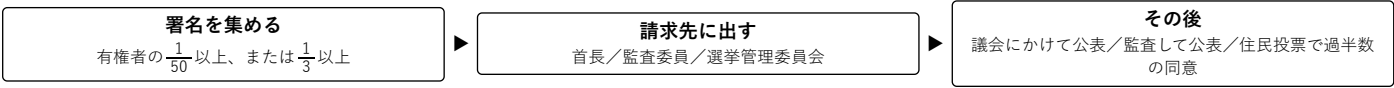
① 住民が直接、政治に参加する

ふだんの政治は、選挙で選んだ代表が話し合っている間接民主制（⑤前半で学んだ）が基本です。これに対して、住民が代表を通さず、直接、政治に参加して決める考え方を直接民主制といいます（くわしくは⑧で学びます）。地方では、直接民主制の考え方を取り入れた権利が認められています。

直接請求権（ちよくせつせいきゅうけん）：住民が、一定の数の署名を集めて、地方公共団体に請求できる権利。署名の数は、有権者（ゆうけんしゃ）の数に対する割合で決まります。

② 直接請求の種類と、その流れ

請求の種類	署名の数	請求先	請求のあと
条例の制定・改廃の請求	$\frac{1}{50}$ 以上	首長	首長が議会にかけ、結果を公表
監査（かんさ）請求	$\frac{1}{50}$ 以上	監査委員	監査して、結果を公表
議会の解散請求	$\frac{1}{3}$ 以上	選挙管理委員会	住民投票を行い、過半数の同意があれば解散
首長・議員の解職（かいしょく）請求（リコール）	$\frac{1}{3}$ 以上	選挙管理委員会	住民投票を行い、過半数の同意があれば職を失う



解散・解職は、選挙で選ばれた人の職を失わせる重い請求なので、多くの署名が必要です（有権者が多い地方公共団体では、必要な数を少なくする決まりがあります）。

③ 署名の数の計算

有権者が9万人の市で、必要な署名の数を求めます。（署名の数）＝（有権者の数）×（割合）

- 条例の制定を請求する： $90000 \times \frac{1}{50} = 1800$ 人以上
- 市長の解職を請求する： $90000 \times \frac{1}{3} = 30000$ 人以上

注意 × 首長の解職請求は、首長に請求する ○ **選挙管理委員会**に請求し、住民投票を行う

合言葉 「条例と監査は $\frac{1}{50}$ 、解散と解職は $\frac{1}{3}$ 」

→ まとめ：直接請求権で、住民が署名を集めて直接求められる

9 住民の声を、地域の政治にどう生かす？

このページのゴール 住民投票（条例による住民投票と、直接請求のあとの住民投票のちがい）と、住民参加のいろいろな方法・課題を言える

① 住民投票 — 2つのちがい

住民投票：住民が、投票で意思を示すこと。8ページの解散・解職の請求のあとに行うものと、地方公共団体が**条例**をつくって行うものがあります。

	直接請求のあとの住民投票	条例による住民投票
決まり	地方自治法で決まっている	地方公共団体が条例をつくって行う
問うこと	議会の解散・首長や議員の解職	市町村合併・大きな施設の建設など、地域の重要な問題
結果	過半数の同意があれば、解散・解職になる	法的な拘束力（こうそくりょく）は無い が、首長や議会は結果を重く受け止めることが求められる

② 住民参加のいろいろな方法

方法	内容
選挙で投票する・立候補する	投票して首長や議員を選ぶ／自分が立候補する
直接請求・住民投票	署名を集めて請求する／投票で意思を示す
請願 （⑤後半のふり返し）	役所や議会に、意見や要望を文書で出す
情報公開制度（⑤後半のふり返し）	地方公共団体の情報を知る
住民運動・ NPO ・ボランティア	地域の課題に、自分たちで取り組む

NPO（非営利組織）：利益を目的とせず、地域の課題などに取り組む組織。

住民の声を生かすには、情報公開制度で地方公共団体の情報を知り、請願で意見を出し、住民投票・NPO・ボランティアで地域の課題に取り組みます。課題は、地方の選挙の**投票率**（投票した人の割合）が低いこと（とくに若い世代）と、立候補する人が少なく、選挙をせずに出る議員があることです。

注意 × 条例の制定を請求すれば、その条例はつくられる ○ 首長が議会にかけ、**議会が決める**

合言葉 「署名・投票・参加で、住民の声を地域へ」

→ まとめ：住民投票やNPOなどで、住民の声を生かす

10 地方自治は、住民の声をどのように地域の政治に生かしている？

このページのゴール 2～9ページを、ステップチャートで順につないで、1ページの問いに答えられる

① ステップチャート

① 地域のことは、地方公共団体が住民の身近な仕事として行う（地方自治）（2ページ）



② 身近な地域で民主主義を経験し、地方分権で地方が自分で決める（3ページ）



③ 首長が案を出し、地方議会が条例や予算を決める（4ページ）



④ 住民が首長と議員を直接選び、たがいにおさえ合う（二元代表制）（5ページ）



⑤ 地方税・地方交付税交付金・国庫支出金・地方債で、仕事のお金をまかなう（6ページ）



⑥ 財源の不足や過疎の課題に、合併や地方分権で取り組む（7ページ）

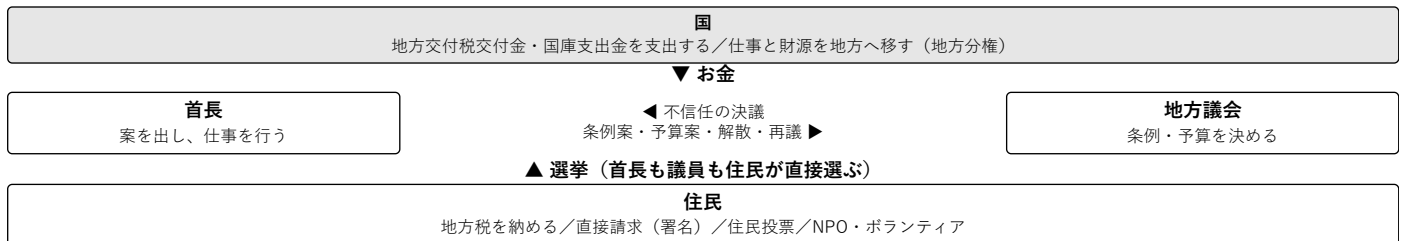


⑦ 直接請求権で、住民が署名を集めて直接求められる（8ページ）



⑧ 住民投票やNPOなどで、住民の声を生かす（9ページ）

② 住民と地方公共団体の全体図



③ 問いの答えの例

地域のことは、住民が選んだ首長と地方議会が、住民に身近な仕事として行います。首長と議会はどちらも住民に直接選ばれ、たがいにおさえ合います。住民は選挙のほか、直接請求権や住民投票、NPOなどで、自分たちの声を地域の政治に生かすことができます。身近な地域で民主主義を経験できるので、地方自治は「民主主義の学校」とよべれます。

確認問題① 地域の仕事・民主主義の学校・首長と地方議会

答えと解説は15・16ページ（8枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

1 地域の政治のしくみと仕事について答えなさい。【2ページ】

- (1) 地域の政治を、その地域に住む住民が、自分たちの手で行うことを何といいますか。 _____
- (2) 都道府県と市（区）町村を、まとめて何といいますか。 _____
- (3) 都道府県や市（区）町村のしくみや仕事を定めている法律を何といいますか。 _____

次の仕事を受け持つのは、ア～ウのどれですか。記号で答えなさい。 ア 国 イ 都道府県 ウ 市（区）町村

- (4) 防衛 _____
- (5) 警察 _____
- (6) 中学校の設置 _____
- (7) 大日本帝国憲法のと、府県の長を任命していたのはだれですか。次のア～エから1つ選びなさい。
ア 住民 イ 国 ウ 地方議会 エ 市（区）町村長 _____

2 身近な地域の政治と、国との関係について答えなさい。【3ページ】

- (1) 地域の政治は「民主主義の学校」だと述べた、イギリスの政治学者はだれですか。 _____
- (2) 地域の政治を住民の手で行うことには、2つのねらいがあります。1つは、⑦前半の三権分立と同じ考えで、国に（ ）が集中するのを防ぐことです。（ ）にあてはまる語を書きなさい。 _____
- (3) 国に集中していた仕事や財源（お金）を、都道府県や市（区）町村に移し、地域が自分で決められることを増やすことを何といいますか。 _____
- (4) (3)を進めるために、1999年に成立した法律を何といいますか。 _____
- (5) (3)によって、国と、都道府県や市（区）町村との関係は、上下の関係から、どのような関係に改められましたか。 _____
- (6) 地域の政治が「民主主義の学校」とよばれるのはなぜですか。「身近」「参加」「経験」の3つの語を使って書きなさい。

3 首長と地方議会について答えなさい。【4ページ】

- (1) 都道府県の首長と、市（区）町村の首長を、それぞれ何といいますか。 _____
- (2) 首長の任期は、何年ですか。 _____
- (3) 次のア～オのうち、地方議会の仕事を3つ選びなさい。
ア その地域だけのきまりを、つくったり、改めたりする イ 予算案をつくって、議会に出す ウ 予算を認めるかどうか決める エ 職員を指揮する
オ 首長の仕事をチェックする _____
- (4) 地方議会が、法律の範囲内で定める、その地域だけに適用されるきまりを何といいますか。 _____
- (5) Aさんは27歳です。Aさんは、都道府県の首長の選挙と、市（区）町村の首長の選挙に立候補できますか。正しいものを、次のア～エから1つ選びなさい。
ア 都道府県の首長の選挙だけ立候補できる イ 市（区）町村の首長の選挙だけ立候補できる ウ どちらにも立候補できる エ どちらにも立候補できない _____
- (6) 地方議会の議院の数は、1つですか、2つですか。 _____

確認問題② 地方の政治と国・地方財政

答えと解説は15・16ページ（8枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

4 地方の政治と国の政治のちがいについて答えなさい。【5ページ】

(1) 首長と地方議員を、どちらも住民が選挙で選ぶしくみを何といいますか。 _____

次の表は、国と地方をくらべたものです。(2)、(3)の空らんにあてはまることばを書きなさい。

	国	地方
住民（国民）が選挙で選ぶ人	国会議員だけ	(2)
不信任の決議を行うのは	衆議院	(3)

(2) 表の(2)にあてはまるものを、次のア～ウから1つ選びなさい。

ア 首長と地方議員の両方 イ 地方議員 ウ 首長 _____

(3) 表の(3)にあてはまることばを書きなさい。 _____

(4) 不信任の決議を受けた首長は、何日以内に議会を解散しなければ、職を失いますか。 _____

(5) 首長が、議会の議決に反対のとき、議会に審議のやり直しを求めることを何といいますか。 _____

(6) A市の議会は、市長の仕事に反対で、市長をやめさせたいと考えました。議会が行うことを、次のア～エから1つ選びなさい。

ア 市長を解散する イ 市長に審議のやり直しを求める ウ 市長に対して不信任の決議をする エ 市長を直接選挙で選ぶ _____

(7) A市の議会が、市長に対して不信任の決議をしました。市長が職を失わないために行うことを、次のア～エから1つ選びなさい。

ア 議会に不信任の決議をする イ 議会を解散する ウ 議会に審議のやり直しを求める エ 住民に署名を求める _____

5 地方財政について答えなさい。【6ページ】

(1) 地方公共団体の1年間の収入を歳入といいます。支出を何といいますか。 _____

次の説明にあてはまる歳入の種類を、語群から選びなさい。 地方税 地方交付税交付金 国庫支出金 地方債

(2) 住民や企業が納める税 _____ (3) 国が配る、使いみちが自由なお金 _____

(4) 国が使いみちを指定して支出するお金 _____ (5) 地方公共団体の借金 _____

(6) 住民や企業が納める税のように、地方公共団体が自分で集める財源を何といいますか。 _____

(7) 国から配られるお金や借金のように、自分で集める財源でないものを何といいますか。 _____

次の表は、C市とD町の、1年に必要な歳入と、税の収入です（架空の例）。

	必要な歳入	税の収入
C市	120億円	100億円
D町	60億円	10億円

(8) 自分で集める税の収入が少なく、国から使いみちが自由なお金が多く配られるのは、C市とD町のどちらですか。 _____

(9) 国が、自分で集める税の収入が少ない地方公共団体に、使いみちが自由なお金を配るのはなぜですか。「格差」の語を使って書きなさい。

確認問題 ③ 地方公共団体の課題・住民の参加

答えと解説は15・16ページ（8枚目の紙）にあります。【 】は、わからないときに読み直すページです。

6 地方公共団体の課題について答えなさい。【7ページ】

- (1) 人口の減少や高齢化が進み、税収が減る地域を何といいますか。 _____
- (2) いくつかの市町村が1つになることを何といいますか。 _____
- (3) 国から使いみちを指定されたお金にたよる割合が高いと、どんなことがこまりますか。次のア～エから1つ選びなさい。
ア 税の収入が増えすぎる イ 国に税を納めなくてよくなる ウ 地域が自分で決めて使えるお金が少なくなる エ 首長の任期が短くなる _____
- (4) 地方公共団体の借金の残りが多いと、将来、何のためのお金が多く必要になりますか。簡潔に書きなさい。

7 住民が請求できることについて答えなさい。【8ページ】

- (1) 署名を集めて、地方公共団体に請求できる住民の権利を何といいますか。 _____
- (2) 条例の制定・改廃を請求するには、有権者の何分の1以上の署名が必要ですか。 _____
- (3) 議会の解散や首長・議員の解職を請求するには、有権者の何分の1以上の署名が必要ですか。 _____
- (4) 監査請求は、だれに対して行いますか。 _____
- (5) 首長や議員の解職請求を、別の言い方で何といいますか。 _____
- (6) 首長や議員の解職請求は、どこに対して行いますか。 _____
- (7) 有権者が4万人の町で、条例の制定を請求するために必要な署名の数を、式を書いて求めなさい。

- (8) 有権者が15万人の市で、市長の解職を請求するために必要な署名の数を、式を書いて求めなさい。

- (9) 議会の解散や首長の解職の請求に、条例の制定の請求より多くの署名が必要なのはなぜですか。「職を失わせる」「重い」の2つの語を使って書きなさい。

8 住民の声を生かすしくみについて答えなさい。【9ページ】

- (1) 大きな施設の建設など、地域の重要な問題について、地方公共団体が条例をつくって行う投票を何といいますか。 _____
- (2) 条例による投票と、議会の解散を求める請求のあとの投票について、正しいものを次のア～エから1つ選びなさい。
ア 条例による投票の結果には、法的な拘束力がない イ 請求のあとの投票の結果には、法的な拘束力がない ウ どちらも、過半数の同意で解散が決まる
エ どちらも、地方公共団体が条例をつくって行う _____
- (3) 地域の課題に取り組む非営利組織を、アルファベット3字で何といいますか。 _____
- (4) 地方の選挙で、投票率がとくに低いのは、どのような世代ですか。 _____
- (5) 立候補する人が少ないと、どのようなことが起こる議会がありますか。 _____
- (6) B町に住むBさんは、町の公園の遊具をふやしてほしいと考え、意見を文書にして役場に出しました。この方法を何といいますか。 _____
- (7) B町の住民が、新しい条例をつくってほしいと考え、必要な数の署名を集めて町長に出しました。この方法を何といいますか。 _____

覚えることの一覧（何も見ずに書けるか、紙でかくして確かめよう）

地方自治・地方公共団体・仕事の分担（2ページ）

地方自治＝地域の政治を、その地域に住む住民が自分たちの手で行うこと（日本国憲法で保障、地方自治法でしくみや仕事を規定）。地方公共団体（地方自治体）＝都道府県と市（区）町村。

受け持つ所	おもな仕事
国	外交、防衛、公的年金のしくみなど
都道府県	警察、高等学校（おもに）、都道府県道や河川の管理、市（区）町村どうしの連絡と調整
市（区）町村	小学校・中学校の設置、ごみの収集と処理、上下水道、消防、住民の登録

民主主義の学校・地方分権（3ページ）

2つのねらい＝国に権力が集中するのを防ぐ／住民の意思を、身近な地域の政治に生かす。「地方自治は民主主義の学校」（イギリスのブライス）＝身近な問題の解決に参加し、民主主義の経験を積める。地方分権＝国から地方公共団体へ仕事・財源を移すこと（1999年 地方分権一括法で、上下の関係から対等・協力の関係へ）。

首長と地方議会・条例（4ページ）

首長（知事・市区町村長、任期4年）＝予算案・条例案をつくって議会に出す、職員を指揮。地方議会（一院制、議員の任期4年）＝条例の制定・改廃、予算の議決、首長の仕事のチェック。条例は法律の範囲内で定める。被選挙権＝知事30歳以上、市（区）町村長・議員25歳以上。

二元代表制（5ページ）

	国（議院内閣制）	地方（二元代表制）
選挙で選ぶ人	国会議員だけ	首長と地方議員の両方
行政の長	国会が指名	住民が直接選挙で選ぶ
不信任の決議	衆議院が内閣を	議会が首長を
解散	内閣が衆議院を	首長が議会を（10日以内）

首長は議会の議決に反対のとき再議を求められる（拒否権）。憲法第93条2項＝首長と議員は住民が直接選挙する。

地方財政と課題（6・7ページ）

歳入の種類	使いみち	財源
地方税	自分で集める税	自主財源
地方交付税交付金	国が配る、使いみち自由（格差をおさえる）	依存財源
国庫支出金	国が配る、使いみち指定	依存財源
地方債	地方公共団体の借金	依存財源

1年間の収入＝歳入、支出＝歳出。課題＝過疎（税収が減り、福祉の支出が増える）・地方債の残り・自主財源の不足 → 取り組み＝市町村合併（1990年代の終わりから）・地方分権。

直接民主制・直接請求権（8ページ）

請求の種類	署名数	請求先	そのあと
条例の制定・改廃の請求	$\frac{1}{50}$ 以上	首長	議会にかけ、公表
監査請求	$\frac{1}{50}$ 以上	監査委員	監査して、公表
議会の解散請求	$\frac{1}{3}$ 以上	選挙管理委員会	住民投票で過半数 → 解散
解職請求（リコール）	$\frac{1}{3}$ 以上	選挙管理委員会	住民投票で過半数 → 職を失う

直接民主制＝住民が代表を通さず、直接、政治に参加して決める考え方。署名の数＝有権者の数×割合。

住民投票・住民参加（9ページ）

住民投票＝直接請求のあと（過半数の同意で解散・解職）／条例による（法的な拘束力はない）。住民参加＝選挙・直接請求・住民投票・請願・情報公開制度／NPO／ボランティア。課題＝投票率の低さ、選挙なしの当選。

合言葉＝「地域のことは、地域の住民が決める」／「地方は、首長も議員も住民が選ぶ（二元代表制）」／「交付税は使いみち自由、国庫支出金は使いみち指定」／「条例と監査は $\frac{1}{50}$ 、解散と解職は $\frac{1}{3}$ 」

確認問題の答えと解説

1【2ページ】

(1) 地方自治 (2) 地方公共団体 (地方自治体)

(3) 地方自治法

(4) ア (5) イ (6) ウ

(7) イ

防衛は国全体にかかわる国の仕事、警察は都道府県、中学校の設置は市（区）町村の仕事。大日本帝国憲法には地方自治の定めが無く、府県の知事は国が任命していた。【2】

2【3ページ】

(1) プライス (2) 権力

(3) 地方分権 (4) 地方分権一括法

(5) 対等・協力の関係

(6) (例) 住民が身近な地域の問題の解決に参加することで、民主主義の経験を積むことができるから。

2つのねらいは、国に権力が集中するのを防ぐこと（⑦前半の三権分立と同じ考え）と、住民の意思を地域の政治に生かすこと。1999年の地方分権一括法で、国と地方の関係は上下の関係から対等・協力の関係に改められた。記述は「身近」「参加」「経験」が入っていれば正解。【3】

3【4ページ】

(1) 知事、市（区）町村長 (2) 4年

(3) ア・ウ・オ

(4) 条例

(5) イ (6) 1つ（一院制）

地方議会の仕事は、条例の制定・改廃、予算の議決、首長の仕事のチェック。予算案をつくって議会に出すこと（イ）と、職員の指揮（エ）は首長の仕事。条例は法律の範囲内で定める。被選挙権は都道府県知事が30歳以上、市（区）町村長が25歳以上なので、27歳のAさんは市（区）町村長の選挙に立候補できる。【4】

4【5ページ】

(1) 二元代表制

(2) ア (3) 地方議会（議会）

(4) 10日以内 (5) 再議

(6) ウ (7) イ

表の(2)は、国では国民が選挙で選ぶのは国会議員だけ、地方では住民が首長と地方議員の両方を直接選ぶ。国では衆議院が内閣の不信任を決議し、地方では議会が首長の不信任を決議する。決議された首長は、10日以内に議会を解散しなければ職を失う。審議のやり直しを求める再議は、首長が議会に対して行う。【5】

5【6ページ】

(1) 歳出 (2) 地方税

(3) 地方交付税交付金

(4) 国庫支出金 (5) 地方債

(6) 自主財源 (7) 依存財源

(8) D町

(9) (例) 地方公共団体の間の財政の格差をおさえるため。

地方交付税交付金は使いみちが自由、国庫支出金は国が使いみちを指定する。地方交付税交付金・国庫支出金・地方債は自分で集めるお金ではないので依存財源。D町は必要な60億円のうち地方税が10億円で、足りない分（50億円）がC市（20億円）より多いので、地方交付税交付金が多く配られる。記述は「格差」「おさえる」が入っていれば正解。【6】

6【7ページ】

- (1) 過疎 (2) 市町村合併
(3) ウ
(4) (例) 借金を返すためのお金。

使いみちが決まったお金にたよると、地域が自分で決めて使えるお金が少なくなる。地方債の残りが多いと、返すお金が増え、将来の負担になる。【7】

7【8ページ】

- (1) 直接請求権 (2) $\frac{1}{50}$ 以上
(3) $\frac{1}{3}$ 以上 (4) 監査委員
(5) リコール (6) 選挙管理委員会
(7) $40000 \times \frac{1}{50} = 800$ 人以上
(8) $150000 \times \frac{1}{3} = 50000$ 人以上

(9) (例) 選挙で選ばれた人の職を失わせる重い請求なので、多くの署名が必要だから。

条例の制定・改廃と監査請求は有権者の $\frac{1}{50}$ 以上、議会の解散と首長・議員の解職（リコール）は $\frac{1}{3}$ 以上の署名。解散・解職は選挙管理委員会に請求し、住民投票で過半数の同意があれば成立する。署名の数は、有権者の数×割合で求める。記述は「職を失わせる」「重い」が入っていれば正解。【8】

8【9ページ】

- (1) 住民投票 (2) ア
(3) NPO (4) 若い世代
(5) 選挙をせずに当選が決まる
(6) 請願 (7) 直接請求

条例による住民投票は結果に法的な拘束力が無い。議会の解散請求のあとの住民投票は、過半数の同意があれば解散になり、条例をつくって行うものではない。意見や要望を役所に出すのが請願、署名を集めて請求するのが直接請求。【9】